

改 正 案	現 行
<p>（変更届出書等）</p> <p>第八条 著作権等管理事業者は、法第七条第一項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した変更届出書を提出しなければならない。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>2 前項の変更届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。<small>ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。</small></p> <p>一 名称に変更があつた場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面</p> <p>二 役員に変更があつた場合 新たに役員となつた者に係る第四条第一項第五号から第七号までに掲げる書類、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面及び法第六条第一項第五号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>三 事業所の設置、名称若しくは所在地の変更又は廃止をした場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面</p>	<p>（変更届出書等）</p> <p>第八条 著作権等管理事業者は、法第七条第一項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した変更届出書を提出しなければならない。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>2 前項の変更届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>2 前項の変更届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 名称に変更があつた場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面</p> <p>二 役員に変更があつた場合 新たに役員となつた者に係る第四条第一項第五号から第七号までに掲げる書類、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面及び法第六条第一項第五号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>三 事業所の設置、名称若しくは所在地の変更又は廃止をした場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面</p>

(利用者又はその団体から意見を聴取するように努めたことを疎明する書面)

第十四条 著作権等管理事業者は、法第十三条第一項の使用料規程の届出をしようとするときは、同条第二項の規定により利用者又はその団体から意見を聴取するよう努めたことを疎明する次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一 意見聴取の年月日

二 意見聴取の相手方である利用者の氏名又はその団体の名称

三 意見聴取の方法

四 聽取した意見の内容

五 前号の意見を反映した場合にあっては使用料規程の該当箇所

六 届出前の使用料規程を公表したか否かの別（公表した場合にあっては、公表の年月日及び方法を含む。）

(財務諸表等として文部科学省令で定める書類)

第十九条 法第十八条第一項に規定する文部科学省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 貸借対照表

二 事業報告書

三 損益計算書又は収支計算書

四 使用料規程における利用区分ごとの使用料について收受した総額及び分配した総額を記載した書類

(利用者又はその団体から意見を聴取するように努めたことを疎明する書面)

第十四条 著作権等管理事業者は、法第十三条第一項の使用料規程の届出をしようとするときは、同条第二項の規定により利用者又はその団体から意見を聴取するよう努めたことを疎明する書面を提出しなければならない。

（財務諸表等として文部科学省令で定める書類）

第十九条 法第十八条第一項に規定する文部科学省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 貸借対照表

二 事業報告書

三 損益計算書又は収支計算書